

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法

本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

2. 見積徴取を行う事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業務名称 | 什器の納入等（本局食堂）業務 |
| (2) 業務場所 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 東海財務局 1階食堂 |
| (3) 業務概要 | 食堂における什器の納入、照明器具の設置、壁面クロス貼り及びドアの取替等 |
| (4) 履行期限 | 令和8年12月25日 |
| (5) 証明書等の受領期限 | 令和8年8月21日（金曜日） 午後5時00分 |
| (6) 見積書の受領期限 | 令和8年8月27日（木曜日） 午後5時00分
（なお、郵送による場合は「書留郵便」又は「簡易書留郵便」とし、受領期限までに必着とする。） |
| (7) 見積合せの日時 | 令和8年8月28日（金曜日） 午前10時00分（立会い不要）
見積合わせの結果については、口頭またはメールで通知する。 |

3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

- 令和7・8・9年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「物品の販売（家具・什器類）」のA、B、C又はD等級に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。
- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 見積説明書に定める期間中に現地確認を実施した者であること。
- 支出負担行為担当官の定める仕様に適合すると認められる「見積物件明細書兼保証書」を提出した者であること。

4. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み

問い合わせ先：東海財務局総務部会計課用度係（電話：052-951-2384） 〒460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号

受付場所：同上

見積参加を希望する者は、令和8年8月21日（金曜日）までに受付場所にて見積説明書等を受領すること。

また、上記問い合わせ先へ証明書等及び見積書の提出を行うこと。

なお、見積説明書等について電子メールによる配付を希望する場合は、令和8年8月17日（月曜日）までに上記受付場所に電話連絡すること。

送信する電子メールの件名は、「什器の納入等（本局食堂）業務 資料配付依頼」とし、メール本文に連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記載すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

5. 契約保証金

全額免除する。

6. 見積の無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7. 見積書の記載金額

契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨ててのものとする。）をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

9. 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10. その他

- 競争参加資格の確認を受けていない者については、証明書等の受領期限までに認定を受けなければならない。
- 詳細は見積説明書による。

以上公告する。

令和8年8月5日

支出負担行為担当官

東海財務局総務部次長 山下有由